

令和 6 年 6 月の診療報酬改定に伴い、厚生労働大臣より掲示が定められた以下の項目について、掲示します。

【医療 DX 推進体制整備加算の算定】

初診時に月1回に限り 8 点を算定致します。

- ・オンライン請求を行い、オンライン資格確認ができる体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議中です。（令和 7 年 9 月 30 日までの経過措置）
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。

医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・科用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります

【医療情報取得加算】

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用や問診票などを通じて患者さんの診療情報を取得、活用し、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。
2024 年 6 月より医療情報取得加算として以下の通り、診療報酬点数を算定します。

＜マイナ保険証を利用する場合＞

初診時：1 点

再診時：1 点 ※3月に 1 回

正確な情報を取得、活用するためにマイナ保険証の利用にご理解ご協力をお願いします。

【一般名処方加算】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方とは、

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。後発医薬品があるお薬については、説明の上、一般名（有効成分の名称）で処方する場合がございます。

【明細書発行体制等加算】

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

新井眼科クリニック

院長 新井悠介